

居宅介護支援事業所太陽・緑 重要事項説明書

1 はじめに

この重要事項説明書は介護保険法に定める重要事項を利用者の方に説明するものであり、当居宅介護支援事業所の居宅介護支援サービスを利用する前提となるものです。

指定居宅介護支援事業の一般原則

- ・指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものです。
- ・指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行われるものです。
- ・指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類や特定の居宅サービス事業者に偏らないよう、公正中立に行われるものです。
利用者は指定居宅介護支援の提供に際し、複数の事業者の紹介を求めることができます。また、利用者は居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たり、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければなりません。

居宅介護支援サービスとは

- ・居宅介護支援サービスとは、介護保険のサービスを利用するにあたって、利用者の心身の状態や希望にそった介護サービス計画を立案し、それを利用できるように手配し、また月々の実施状況の管理をしていくサービスです。
- ・介護保険サービスを利用する場合、必ずこの介護サービス計画を立案する必要があります。

居宅介護支援事業所とは

- ・居宅介護支援事業所とは、介護保険による指定を受けた「居宅介護支援サービス」を行う事業所をいい、利用されるすべての介護保険サービスの窓口となります。この居宅介護支援事業所は、利用者が指定を受けている事業者の中から自由に選ぶことができます。
- ・実際の介護サービス計画立案及び管理はこの事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が行います。利用者は、この介護サービス計画について説明を受け、利用者が、指定を受けている事業者の中から複数の事業者の紹介を求めることが可能で、自由に選ぶことができます。
- ・指定居宅サービス事業所を選定する際は、当事業所において前6か月の間に作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型介護（以下「訪問介護等とする」）が位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合と前6か月の間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者によって提供されたものが占める割合を文書により説明します。
- ・事業の実施に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

2 当事業所の概要

1) 居宅介護支援事業所の指定状況

名称 : 居宅介護支援事業所太陽・緑
住所 : 名古屋市緑区六田一丁目250番地A号
電話 : 052-627-1150 FAX : 052-627-1151
管理者 : 小川 幸子
介護保険者指定番号 : 2371402906
通常のサービス地域 : 名古屋市緑区、天白区、南区、瑞穂区、千種区、昭和区、守山区、名東区、港区、中川区、中村区、東海市、豊明市

2) 当事業所の特徴

- ・当事業所は、訪問看護ステーション併設の為、医療管理・リハビリテーションに強いです。
- ・健康の維持と寝たきりにさせない介護を目標にしています。
- ・人生の最終段階におけるターミナル期には、医師や看護師等医療系サービスなど、よりタイムリーでかつスピーディな調整・連携を行っていきます。
- ・他機関との連携を重視し、質の高いサービスの提供を目指しています。

3) 介護支援専門員等の体制

介護支援専門員 常勤 2名 (管理者兼務1名 他専従1名)
事務職員 常勤兼務 1名 併設事業所兼務

管理者は、居宅介護支援事業及び従業者を一元的に管理します。

主任介護支援専門員は、自らの居宅介護支援の提供の他、介護支援専門員への個別支援、人材育成、地域のネットワークづくりに努めます。

介護支援専門員は、居宅介護支援の事業の提供にあたります。

介護支援専門員の一人当たりケアプラン取扱件数は、44件未満です。

4) 営業日・営業時間

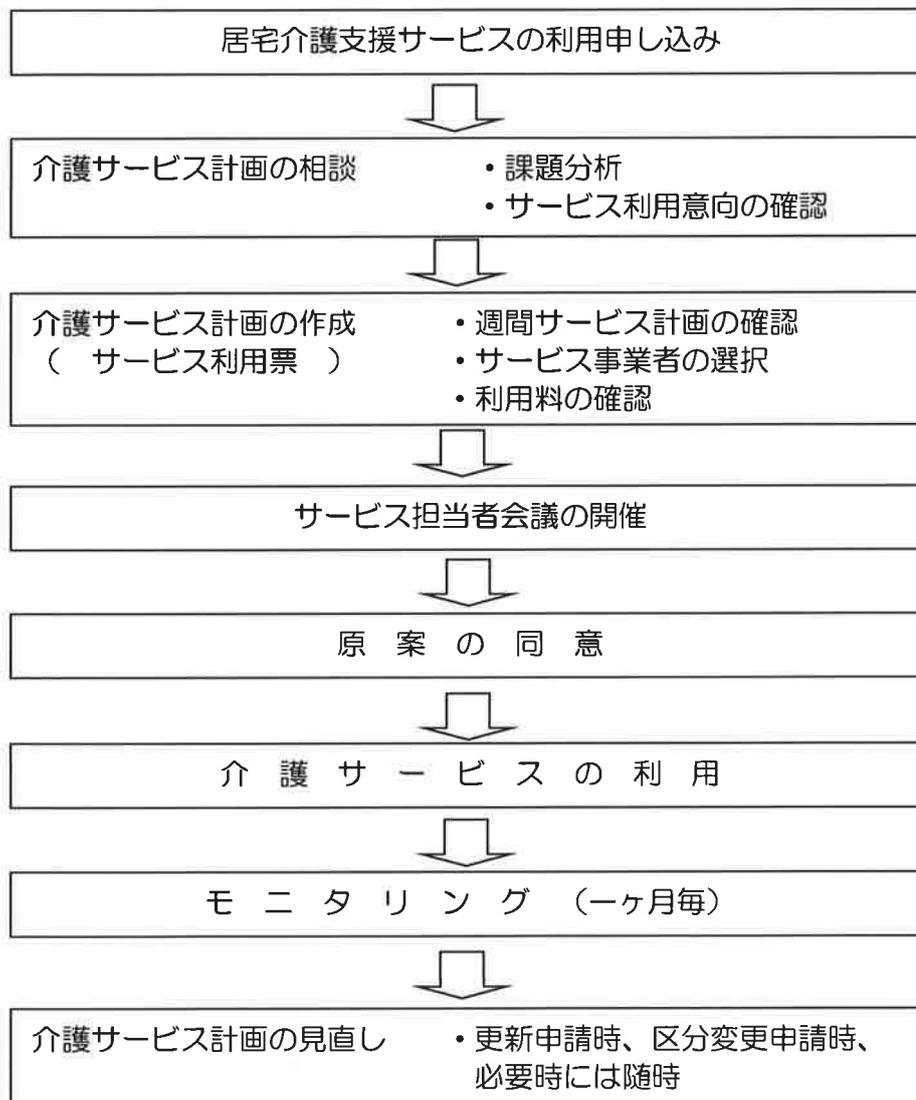
営業日 月～金曜日(ただし、12月30日から1月3日までを除く)

営業時間 9:00～17:00

5) 課題分析の方法

「居宅サービス計画ガイドライン」に沿っております。

3 居宅介護支援サービスの利用申し込みから介護サービス提供までの流れ



4 介護サービス計画作成・管理以外に提供できるサービス内容

- 1) 要介護認定の申請(新規・変更・更新)の代行
- 2) 「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出代行
- 3) 更新時の要介護認定調査
- 4) その他、介護保険制度に関するご相談に応じます。

※1) 2) は利用者の依頼に基づき行い、また代行にあたっては介護保険被保険者証をお預かりすることになります。

5 居宅介護支援サービスの利用料金

- ・居宅介護支援サービスについては、要介護、要支援の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されますので利用者の負担はありません。所定の単位数は以下のとおりです。

要介護1・2	1,086単位/月
要介護3・4・5	1,411単位/月
初回加算	300単位/月
特定事業所加算（Ⅰ）	519単位/月
特定事業所加算（Ⅱ）	421単位/月
特定事業所加算（Ⅲ）	323単位/月
特定事業所加算（A）	114単位/月
特定事業所医療介護連携加算	125単位/月

【当事業所は特定事業所加算のうち、（ ）を取得しております。】

通院時情報連携加算	50単位/月	通院時に情報提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位/月	入院当日に情報提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位/月	入院翌日又は翌々日に情報提供した場合
退院・退所加算（連携1回）	450単位/回	カンファレンス参加 無
	600単位/回	カンファレンス参加 有
（連携2回）	600単位/回	カンファレンス参加 無
	750単位/回	カンファレンス参加 有
（連携3回）	900単位/回	カンファレンス参加 有
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回	
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	

・ただし、保険料の滞納等があった場合については、要介護度に応じて規定された介護報酬と同額の利用料をご負担いただく場合があります。

・交通費について通常の実施地域を越える訪問については、以下のとおり交通費をいただきます。通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

① 通常の事業実施地域内 無料 ② 通常の事業実施地域を越えた場合 1km 50円

前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

6 居宅介護支援サービスを受けるにあたっての重要事項

- ・利用者にお渡しした「サービス利用票」の内容と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず当事業所までご連絡ください（出来るだけ事前にご相談下さい）。連絡がない場合、お客様が一旦費用の全額を立て替えとなる場合や追加分について全額自己負担となる場合があります。
- ・被保険者証を喪失した場合、住所、要介護状態区分等があった場合には、必ず当事業所までご連絡ください。
- ・利用者は、入・退院等があった場合には、速やかにケアマネジャーに連絡をするとともに、入院時は、担当ケアマネジャーの氏名等を、入院先医療機関に必ず連絡してください。

7 個人情報の取り扱い

- ・当事業所が業務上知り得た利用者やご家族の情報については「個人情報保護に関する法令」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守します。ご了解なしに他者に漏らす事はありません。
- ・なお、介護サービスを適切かつ円滑に提供されるよう主治医、関係市町村、又は指定居宅介護支援事業者、指定介護保険施設などに情報を提供することがあります。その場合は事前に同意書にてご了解を頂きます。
- ・居宅介護支援の記録物は、条例により、支援完了後5年間保管しています。
- ・契約者より文書により個人情報開示の請求申立があった場合は、個人情報の開示を行います。手数料は3,000円です。

8. 学生等の実習

- ・当事業所は、育成のための教育実習（研修）施設として、学生等の実習を行います。学生等の実習には、利用者の同意を得て職員との同行訪問をさせていただきます。
- ・当事業所は、介護支援専門員実務研修受入協力事業所として登録しています。

9 事故が発生した場合

- ・介護サービス計画作成によって起こった事故や損害に関しては、速やかに利用者及び市町村にご連絡するとともに、必要な処置を講じます（当事業所では介護サービス計画作成によって起こった損害を補償する賠償保険に加入しております）。
- ・また介護サービス提供に関して発生した事故、損害については、サービス提供事業者との契約に基づいた対応となりますが、当事業所にも速やかにご連絡ください。

9 緊急時の対応

- ・居宅介護支援の提供中に容態の変化、事故等が発生した場合、事前の打ち合わせにより、主治医救急隊、親族等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

10 サービスに関する苦情

- ・介護サービス計画や介護サービスに関する相談や苦情は遠慮なく、当事業所までご連絡ください。

居宅介護支援事業所太陽・緑

電話：052-627-1150

担当：小川 幸子

- ・また苦情受付については、当事業所以外に以下の介護サービス苦情相談受付窓口や市町村の窓口でも受け付けております。

緑区役所 電話：052-625-3964

南区役所 電話：052-823-9415

天白区役所 電話：052-807-3897

瑞穂区役所 電話：052-852-9396

千種区役所 電話：052-753-1848

名東区役所 電話：052-773-1111

昭和区役所 電話：052-735-3912

守山区役所 電話：052-793-3434

港区役所 電話：052-651-3251

中川区役所 電話：052-362-1111

中村区役所 電話：052-433-2906

知多北部広域連合 電話：052-689-2262

名古屋市役所苦情相談窓口 電話：052-972-2591

愛知県国民健康保険団体連合会 電話：052-971-4165

11 虐待の防止のための措置

- ・当事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

虐待防止対策委員会 担当：小川 幸子

(1) 虐待防止対策委員会を定期的開催しその結果を従業者に周知徹底します。

(2) 虐待防止のための指針を整備し、従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施します。

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録が義務付けられています。

サービス契約締結にあたり、重要事項を説明し、同意を得て、交付しました。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業者

所在地 愛知県名古屋市緑区六田一丁目250番地A号

法人名 医療法人 純正会

事業所 居宅介護支援事業所太陽・緑

説明者 氏名 _____

私は、重要事項説明書に基づいて事業所からサービス内容および重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意し、交付されました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

家族・代理人 住所 _____

氏名 _____ 利用者との関係 _____